## 平成十三年経済産業省令第百三十二号

方法に関する省令を次のように定める。

ないものとする。 とする。 という。)第五条及び第八条に規定する回収委託費用は、法中小企業信用保険法(以下「法」という。)第五条及び第八条に規定する超过安定関連保証に係る求償権を行使して取得して取得した額(居用保証協会が借入をする。 ただし、当該求償権を行使するために債権回収会社費用に相当する額を控除した額)という。)の合計額が次のいずれかに掲げる額(以下「基準回収額」という。)を超える場合において、特定回収額の合計額から基準回収額を控除した残額に、百分の十を乗じて得た額(既において、特定回収額の合計額が次のいずれかに掲げる額(以下「基準回収額」という。)を超える場合に回収委託費用が控除されている場合にあっては、特定回収額の合計額が次のいずれかに掲げる額(以下「基準回収額」という。)を超える場合に回収委託費用が控除されている場合にあっては、特定回収額の合計額が次のいずれかに掲げる額(以下「基準回収額」という。)を超える場合に表述を記述という。)の合計額が次のいずれかに掲げる額(以下「基準回収額」という。)を超える場合に表述を指して取得して取得した額(信用保証協会が借入をが、対して、当該求償権を行使するために債権回収会社に支払われた委託手数料の額を超えました。

得した場合にあっては、当該求償権の額の百分の一に相当する額内においてなされた経営安定関連保証は、特定借換保証とみなす。)に係る求償権を行使して取内においてなされた経営安定関連保証は、特定借換保証とみなす。)に係る求償権を行使して取ら場合において、特定借換保証に係る債務を弁済することのみを目的としてその弁済額の範囲大においてなされた経営安定関連保証(以下「特定借換保証」という。)を含む。受けた者に係る当該認定に係る保証(当該保証に係る債務を弁済することのみを目的としてその受けた者に係る当該認定に係る保証(当該保証に係る債務を弁済することのみを目的としてその受けた者に係る当該認定に係る保証(当該保証に係る債務を弁済することのみを目的としてその

## 前号以外の場合にあっては、当該求償権の額の百分の百に相当する額

## 附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(検討)

る。 定する費用の算出方法について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす 2 この省令の施行後平成十七年三月三十一日までの間に、財務省の意見を聴いて、この省令に規

## 則 (平成一五年二月六日経済産業省令第一一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年二月十日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

另才

期間	
平成十年十月一日から同年十月三十一日までの間 法第二	一条第三項第二号の規定
平成十年十一月一日から平成十三年三月三十一日までの間法第二	一条第三項第六号及び第七号の規定